### 0 国家公務員等の旅費に関する法律の運用方針 に

成 蔵 省、蔵 計 第 : 做省主計局長通牒 第九百二十二号

ら適用することとしたから、これによつて取扱われい、国家公務員等の旅費に関する法律の運用についい、国家公務員等の旅費に関する法律の運用についい、国家公務員等の旅費に関する法律の運用についる法律(昭和二十七年法律第七十八号)の施行に伴る法律の関係の旅費に関する法律の一部を改正す たい。

定により各庁の長が財務大臣に協議して定めること二十五年法律第百十四号。以下「法」という。)の規追つて、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和 ないこととするから、併せて承知せられたい。ない限り、なお、従前の例によつて取扱つて差支え決定された基準についても本運用方針の趣旨に反し て取扱うこととし、また、従前の運用方針に基いてて処理される場合には、所定の協議を経たものとし を必要とされる事項についても、本運用方針によつ

## 第二条関係 国家公務員等の旅費に関する法律の運用方針

- の基準によるものとする。 「これに相当する職務」を定める場合には、
- 行政職俸給表一に相当する職務の級は、別表第十号までに規定する俸給表の適用を受ける者のいう。)第六条第一項第一号ロ及び第二号から第五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」と 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十 一及び別表第二の通りとする。行政職俸給表口に相当する職務の
- の任期付研究員の採用、 給与及び勤務

イ 六号俸の俸給月額を受ける職員(六号俸をされた職員の職務の級は、次によるものとする。 給表口による三級の職務に相当する職務の級と定めて採用された職員の職務の級は、行政職俸五号)第三条第一項第二号の規定により任期を時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十 し、同項第一号の規定により任期を定めて採用

- 3 一号棒の俸給月額を受ける職員の職務の級へ 一号棒の俸給月額を受ける職員の職務の級は、当該職員に適用される一号の規定により行政職俸給表」に相当する職務の級とされるものとし、同条第一項の規定により行政職俸給表」に相当する職務の級とされるものとし、同条第一項の規定により行政職俸給表」に相当する職務の級とされるものとし、同条第一項の規定による権力の職務の級は、当該職員の職務の級は、当該職員の職務の級は、当該職員の職務の級は、当該職員の職務の級は、当該職員の職務の級は、方式の表別の職務の級へ 一号棒の俸給月額を受ける職員の職務の級へ 一号棒の俸給月額を受ける職員の職務の級は、1000円では、1000円 3 する。ただし、指定職の職務に相当する職務と者との権衡を考慮して各庁の長が定めるものと

- という。)第一条第四十四号に掲げる秘書官の職 特別職の職員の給与に関する法律 年法律第二百五十二号。以下「特別職給与法」 (昭和二十
- ロ 五号俸から八号俸までの俸給月額を受ける 九級の職務に相当する職務の級 行政職俸給表 による 九号俸から十二号俸までの俸給月額を受け務の級は、次によるものとする。
- 級の職務に相当する職務の級 経書官の職務の級 行政職俸給表口による七
- 職務に相当する職務の級 官の職務の級 行政職俸給表口による六級の 三号俸及び四号俸の俸給月額を受ける秘書

- 5
- れている場合の職務の級は、現にその者についの受ける俸給が一般職給与法を準用して定めら の長が財務大臣に協議して定めるものとする。 一般職の職員以外の職員であつても、その者

もつてあてることができるものとする。 字又は字若しくはこれらに準ずるものの境界を を受けた者が定めるものとし、その境界には大「在勤地」の地域は、各庁の長又はその委任

### 第三条関係

第七項旅費を支給するものとする。 務によって旅行した場合には、 だよつて旅行した場合には、当該職務相当の職員で他の職務を兼ねる者が、その兼ねる職

理由による事情とする。施設の火災その他本人の責めに帰すべきでな 段の火災その他本人の責めに帰すべきでない「その他財務大臣が定める事情」とは、宿泊

### 第四条関係

- 法律第百二十号)第六条に規定する委員会及びする場合には、国家行政組織法(昭和二十三年4 各庁の長は、旅行命令等を発する権限を委任 準ずるものの長のうちから行うものとする。 九条に規定する地方支分部局若しくはこれらに第八条の二及び第八条の三に規定する機関、第 庁、第七条第一項に規定する内部部局、第八条、
- その事務の円滑な実施を図るために必要がある 旅行命令等を発する権限の委任を受けた者は、 得て、更にこれを再委任することができる。 と認めるときは、あらかじめ各庁の長の承認を
- 3 各庁の長は、前号の承認をするにあたつては、 確認のうえこれを行うものとする。 要件について適切に判断できる者であることを 法第四条第二項に規定する旅行命令等を発する
- 者の官職を、支出負担行為認証官、支出負担行も又は再委任した場合には、その委任を受けたを受けた者は、旅行命令等を発する権限を委任4 各庁の長又は旅行命令等を発する権限の委任 為担当官及び支出官等に通知するものとする。 の長又は旅行命令等を発する権限の委任

ことができるものとする。 臨時に他の職員をして、その事務を行わしめる

### 一項及び第三項

れるように留意するものとする。 旅費の計算に関する規定の趣旨に合致して行わする場合には、旅行が法第七条、第八条その他旅行命令権者は、旅行命令等を発し又は変更

## 第四項及び第五項

までに旅行命令簿等に記載又は記録しなければ更した場合には、原則として、発令の日の翌日録することなく旅行命令等を発し又はこれを変 ならないものとする。 旅行命令権者は、旅行命令簿等に記載又は記

- るものとする。 旅行命令簿等に記載又は記録しないことができ 足り、変更前の旅行命令等に基く旅行命令等は、 等に基いて旅行命令簿等に記載又は記録すれば 等を変更した場合には、その変更した旅行命令 令簿等に記載又は記録しないうちに、旅行命令 旅行命令権者は、前号の場合において旅行命
- をもつて提示にかえることができるものとするに提示することができない場合には、その通知が行命令権者は、旅行命令簿等を当該旅行者
- るものとする。 旅行命令等を抹消して、その旨旅行者に通知すた場合には、旅行命令簿等に記載又は記録した に提示した後において、旅行命令等を取り消し、旅行命令権者は、旅行命令簿等を当該旅行者

### 第七条関係

第十五条関係 によるものと認める場合は支給できることとする。利用することが最も経済的な通常の経路及び方法に係る旅費総額を勘案して、各庁の長が航空機を 旅行における公務の内容及び日程並びに当該旅行法第十八条に規定する航空賃については、当該

> を支給しようとする場合には、財務大臣に協議し の性質、用務の内容及び行政職俸給表日の適用を したものとみなすものとする。 号に規定する基準によるときは、 て定めるものとする。この場合において、次の各 臣等及び指定職の職務に相当する職務として旅費 のとする。ただし、各庁の長が職務を内閣総理大 受ける者との権衡を考慮して各庁の長が定めるも 他の法律に特別の定めがある場合を除く外、旅行 の規定により支給する旅費は 財務大臣に協議

- 1 による旅費以下の旅費を支給する場合 職員に当該職員について定められている職
- 2 国家公務員として指定職の職務又はこれに相 当する職務以上の職務に在職したことがある者 費を支給する場合 当該者に指定職の職務に相当する職務として旅 修・講習等の講師として旅行するときにおいて、 で職員以外の者が国の機関の依頼に応じ、研
- 第二外国旅行の旅費の一日当、 行の旅費の一日当、宿泊料及び食卓料又は別表場合において、配偶者に旅費を別表第一内国旅 料の表の内閣総理大臣等の項中 相当として旅費を支給する場合 が配偶者を随伴して公務上旅行する必要がある 国際会議に出席する等のため内閣総理大臣等 宿泊料及び食卓 「その他の者」

# 第十六条及び第十七条関係

路事業者がそれぞれ国土交通大臣の認可又は同者、一般旅客定期航路事業者及び旅客不定期航場合を含む。)の規定に基づいて、鉄道運送事業 運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第八和六十一年法律第九十二号)第十六条又は海上 大臣への届出により定める運賃又は料金をいう。 条(同法第二十一条の五の規定により準用する 「鉄道賃」又は「船賃」とは、鉄道事業法

2 法第十六条第一項の旅客運賃には、鉄道事業

- づいて国土交通大臣への届出により定める当該道運送事業者が鉄道事業法第十六条の規定に基度送事業者の線路に運行される場合に、当該鉄度送事業者の線路に運行される場合に、当該鉄会社等所有の特別車両が旅客会社等以外の鉄道条第一項に規定する新会社(以下「旅客会社等」 定する新会社及び旅客鉄道株式会社及び日本貨十三年法律第六十一号)附則第二条第一項に規会社に関する法律の一部を改正する法律(平成会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式 特別車両の料金を含むものとする。 法律(平成二十七年法律第三十六号)附則第二物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する 法律第八十八号)第一条第一項に規定する旅客 貨物鉄道株式会社に関する法律 の規定に基づいて、旅客鉄道株は特別車両料金」とは、鉄道 2関する法律(昭和六十一年旅客鉄道株式会社及び日本とは、鉄道事業法第十六条
- 普通急行料金と座席指定料金の合計額を急行料の客車の全席が座席指定となつている場合には、列車を運行する線路による旅行で普通急行列車するものとする。この場合において、普通急行・ 急行料金は一の急行券の有効区間ごとに計算・ 金として支給するものとする。
- する。 特別車両料金の額は、次の区分によるものと
- 別車両料金 支給する区間については、急行列車に係る特法第十六条第二項の規定により急行料金を
- 一部区間の路程に応じた急行列車に係る特別る区間については、急行料金を支給する当該急行料金を支給する場合、その線路を利用す 通して運転する列車を運行する線路がある場一の旅行区間に急行列車と普通列車とが直 合でその線路を利用する区間の一部に対して
- 及び口を除く区間については、 普通列車

- 6 の座席指定券の有効区間ごとに計算するもの法第十六条第一項に規定する座席指定料金はに係る特別車両料金
- の設備の利用料金は含まないものとする。法第十七条第一項の座席指定料金には、 船室
- 路による旅行をする場合には、指定席に係る特船室で指定席と自由席があるものを運行する航い特別船室料金の額は、特別船室料金を徴する 別船室料金とする。

### 第十八条関係

様の料金についても同じ扱いとする。なお、地方公共団体が管理する空港における同 株式会社が徴収するもの)を含むものとする。 収するもの)及び旅客施設使用料(中部国際空港 サービス施設使用料(成田国際空港株式会社が徴 り空港法に定める指定空港機能施設事業者等が国 第二項において準用する場合を含む。)の規定によ 法律(平成二十三年法律第五十四号)第三十二条 空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する 附則第五条第一項及び関西国際空港及び大阪国際 土交通大臣に届け出て徴収するもの)、国内線旅客 和三十一年法律第八十号)第十六条第三項(同法 航空賃には、 旅客取扱施設利用料 (空港法 (昭

### 第二十六条関係

が財務大臣に協議し日額旅費の支給の対象とし「財務大臣が指定するもの」とは、各庁の長 て定める旅行をいうものとする。

### 第三十四条関係

1 関する法律 法附則第五条第一項及び関西国際空港及び大阪 和三十一年法律第八十号)第十六条第三項(同 国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に 航空賃には、旅客取扱施設利用料(空港法 (平成二十三年法律第五十四号) (昭 第

第三十九条関係

の)を含むものとする。 会社及び関西エアポート株式会社が徴収するも 並びに旅客保安サービス料(成田国際空港株式 用料(中部国際空港株式会社が徴収するもの) 空港株式会社が徴収するもの)及び旅客施設使 の)、国際線旅客サービス施設使用料 (成田国際 事業者等が国土交通大臣に届け出て徴収するも の規定により空港法に定める指定空港機能施設 三十二条第二項において準用する場合を含む。)

とする。 の空港における同様の料金についても同じ扱いなお、地方公共団体が管理する空港及び海外

- の審議会等の長については、法第二条第一項第2 非常勤の審議会等の長、委員のうち、特別職 し、特別職の審議会等の委員及び一般職の審議者」として定めることにより内閣総理大臣等と 二号に規定する「これらに相当する職務にある 会等(本省庁に属する審議会等に限る。)の長に て、財務大臣に協議したものとみなすものとす ついては、特定指定職在職者に相当する者とし
- 3 在職したことがある者については、特定指定職本省庁の顧問等のうち、特定指定職在職者に たものとみなすものとする。 在職者に相当する者として、 財務大臣に協議

### 第三十八条関係

第二項

地と在勤地との区間とし、扶養親族を本邦から在勤地に呼び寄せるときを除く。)は、その居住 扶養親族を在勤地に呼び寄せるとき(本邦から族移転料の額の計算の基礎となる旅行区間は、 在勤地と本邦の所属庁所在地との区間とする。 在勤地に呼び寄せ、又は本邦に帰らせるときは、 第一 項第二号に該当する場合における扶養親

### 第

の計算は、暦日によつて計算するものとする。 法別表第二の支度料欄に掲げる旅行期間の月紀一項

とするものとする。 「その赴任又は出張のための旅行の最初の日」「その赴任又は出張を命ぜられた日」とは、

国在勤以前に支給を受けた支度料は含まないもは、現在までの引き続いた外国在勤の直近の内前に受けた支度料の合計額の算定にあたつて のとする。

### 第四十一条関係

る旅行をいうものとする。「財務大臣が指定する旅行」とは、次に掲げ

- 性質を有する旅行 捕鯨監督又は漁業監視のための旅行と同 様
- 2 航海を目的とする等の旅行 海事職俸給表の適用を受ける職員が公海 上の

### 十六条関係

掲げる基準により旅費の調整を行うものとする。その場合においては、各庁の長は、当該各号に計算の建前に照らして適当でない場合をいい、「正規の旅費」という。)を支給することが旅費 る場合のように、法の規定どおりの旅費(以下 給することとなる場合」とは、次の各号に掲げ 費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支 による旅費を支給した場合には不当に旅行の実「この法律又は旅費に関する他の法律の規定

- と認められる場合には、その変更に伴う旅費額行について旅費の増減を行うことが適当でない された場合において、当該職員が既に行つた旅 職員の職務又は職務の級がさかのぼつて変更 の増減は、これを行わないものとする。
- 食堂施

道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料又は食卓料支給することが適当でない場合には、正規の鉄賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料又は食卓料を設等を無料で利用して旅行したため正規の鉄道 の全額を支給しないものとする。道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊

- 3 実の路程に応じた法別表第一の移転料定額によ新在勤地までの路程に満たないときは、その現・ 赴任に伴う現実の移転の路程が旧在勤地から・ 当及び宿泊料を支給することが適当でない場合医療施設等を利用して療養したため、正規の日、旅行者が旅行中の公務傷病等により旅行先の る額とする。 に相当する額は、これを支給しないものとする。 には、当該医療中の日当及び宿泊料の二分の一
- 5 とが適当でないときは、当該各号に掲げる基準掲げる理由により正規の着後手当を支給するこ 場合(内国旅行に限る。)において、次の各号に 当分を含む。この号において同じ。)を支給する
  着後手当(扶養親族移転料のうち着後手当相 による着後手当を支給するものとする。
- 分に相当する額一の日当定額の二日分及び宿泊料定額の二夜めの国設宿舎又は自宅に入る場合 法別表第イ 旅行者が新在勤地に到着後直ちに職員のた
- 第一の日当定額の四日分及び宿泊料定額の四第一の日当定額の四日分及び宿泊料定額の場合 法別表日分及び宿泊料定額の三夜分に相当する額日分及び宿泊料定額の三夜分に相当する額と、 
  上、未満の場合 
  法別表第一の日当定額の三 
  中 
  担任に伴う移転の路程が鉄道五十キロメーロ 
  出任に伴う移転の路程が鉄道五十キロメーロ 夜分に相当する額
- ら支給される旅費に相当する旅費は、これを支合には、当該旅費のうち国の経費以外の経費かめ、正規の旅費を支給することが適当でない場の 国の経費以外の経費から旅費が支給されるた
- 旅行期間十五日未満の出張の場合の支度料は

法別表第二の 一に相当する額とする。法別表第二の旅行期間 月未満 の定額 いこ分

- 外国に留学する職員に対し支度料を支給する
- れぞれの定額から減じた額による。表第二に定める定額の一割に相当する額を、そに支給する日当、宿泊料及び食卓料の額は法別 おける出張(同一地域滞在三十日まで)の場合、 在外公館に勤務する外務公務員の在勤国内に場合には、三万円以内の額とする。

- うち、特別車両料金を支給できるものとする。護官については、第十六条に規定する鉄道賃の 副大臣又は大臣政務官に随行する秘書官及び警 内閣総理大臣、国務大臣、内閣官房
- とができるものとする。
- 3 法第二十五条第一項第一号及び第二号に規定 として、現に支払つた額によることができるも 移転の際における職員相当の航空賃の額を限度 対する航空賃の額については、当分の間、そのする扶養親族移転料のうち、十二歳未満の者に のとする。
- る職員相当の特別車両料金又は特別船室料金の額については、当分の間、その移転の際におけ者に支給する特別車両料金又は特別船室料金の二人を越える者ごと及び十二歳未満六歳以上の する扶養親族移転料の鉄道賃又は船賃のうち、法第二十五条第一項第一号及び第二号に規定 六歳未満の者を三人以上随伴する場合における 額によることができるものとする。
- 5 一号及び第二号に規定

「内閣総里で区、国務で区、内閣官房削長官、ものとする。当該各号に規定するところによることができるする航空旅行において次の各号に掲げる場合はする航空旅行において次の各号に掲げる場合は

- ロ 内閣総理大臣等、特定指定職在職者又は特 
  一の級の運賃 
  ーの級の運賃 
  ーのの級の
- 告答に、一員等によりますのでは、一員を伴うものに限る。)として公務のため旅行定指定職在職者に相当する者の代理(発令行口 内閣総理大臣等、特定指定職在職者又は特
- には当該利用料金の額)を加算した額額の範囲内で別送手荷物として携帯する場合限度として荷物の超過料金(当該超過料金のは、そのこえる部分について十キログラムを携帯手荷物が二十キログラムをこえるとき
- 当該運賃 賃によることが経済的と認められる場合には、 ローイの加算額を勘案すれば直近上位の級の運
- 場合、又は国際会議等において外国政府等より宿泊施設に宿泊しなければ公務上支障を来たす又は国会議員の外国旅行に同行する者が同一の務大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官国際会議等に出席するため内閣総理大臣、国

ことができるものとする。
適当と認める額については、増額して支給するして現に支払つた額を上限として、各庁の長がすることが困難な場合には、宿泊料定額を超過宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊

た額によることができるものとする。際における職員の額を限度として、現に支払つ航空賃の額については、当分の間、その移転の煮親族移転料のうち、十二歳未満の子に対する表は第三十八条第一項から第三項に規定する扶

### 別表第一 行政職俸給表 (一) の各級に相当する職務の級

行政職 俸給表 (一)	行政職 俸給表 (二)	専 門 行政職 俸給表	税務職 俸給表	公安職 俸給表 (一)	公安職 俸給表 (二)	海事職 俸給表 (一)	海事職 俸給表 (二)	教育職 俸給表 (一)	教育職 俸給表 (二)	研究職 俸給表	医療職 俸給表 (一)	医療職 俸給表 (二)	医療職 俸給表 (三)	福祉職 俸給表	専 門 スタッフ職 俸給表
10級		8級	10級	1 1級	10級			5級		6級	5級				4級
9級		7級	9級	10級	9級	7級		4級の5号俸以上		5級の5号俸以上	4級	8級			3級
8級		6級	8級	9級	8級			4級の4号俸以下 3級の29号俸以上		5級の4号俸以下	3級の5号俸以上				2級
7級		5級	7級	8級	7級	6級		3級の9号俸から 28号俸まで	3級の29号俸以上		3級の4号俸以下	7級	7級	6級	
6級		4級	6級	7級	6級			2級の25号俸以上	3級の25号俸から 28号俸まで 2級の49号俸以上	4級 3級の13号俸以上	2級の 13 号俸以上	6級	6級	5級	1級
5級		3級	5級	6級	5級	5級		3級の8号俸以下 2級の17号俸から 24号俸まで	3級の17号俸から 24号俸まで 2級の41号俸から 48号俸まで	3級の5号俸から 12号俸まで	2級の9号俸から 12号俸まで	5級	5級	4級	
4級	5級		4級	5級	4級	4級	6級	2級の5号俸から 16号俸まで	3級の5号棒から 16号棒まで 2級の37号棒から 40号棒まで 1級の57号棒以上	3級の4号俸以下	2級の8号俸以下 1級の25号俸以上				
3級	4級	2級	3級	4級	3級	3級	5級	2級の4号棒以下 1級の25号棒以上	3級の4号棒以下 2級の25号棒から 36号棒まで 1級の37号棒から 56号棒まで	2級の25号俸以上	1級の13号俸から 24号俸まで	4級 3級の5号棒以上	4級 3級の5号俸以上	3級 2級の13号棒以上	
2級	3級	1級の17号俸以上	2級	3 級の 9 号俸以上 2 級の 33 号俸以上 1 級の 41 号俸以上	2級	2級の9号俸以上	4級 3級	1級の9号俸から 24号俸まで	2級の9号俸から 24号俸まで 1級の21号俸から 36号俸まで	2級の9号俸から 24号俸まで 1級の45号俸以上	1級の12号俸以下	3級の4号俸以下 2級の9号俸以上	3級の4号俸以下 2級の29号俸以上	2級の12号俸以下	
1級	2級 1級	1級の16号棒以下	1級	3級の8号俸以下 2級の32号俸以下 1級の40号俸以下	1級	2級の8号俸以下 1級	2級 1級	1級の8号俸以下	2級の8号俸以下 1級の20号俸以下	2級の 8 号俸以下 1級の 44 号俸以下		2級の8号俸以下 1級	2 級の 28 号俸以下 1 級	1級	

**別表第二** 定年前再任用短時間勤務職員(国家公務員法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員)又は暫定再任用職員(国家公務員法等の一部を改正する法律(令 和三年法律第六十一号)附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員)の行政職俸給表(一)の各級に相当する職務の級

行政職 俸給表 (一)	行政職 俸給表 (二)	専 門 行政職 俸給表	税務職 俸給表	公安職 俸給表 (一)	公安職 俸給表 (二)	海事職 俸給表 (一)	海事職 俸給表 (二)	教育職 俸給表 (一)	教育職 俸給表 (二)	研究職 俸給表	医療職俸給表 (一)	医療職 俸給表 (二)	医療職 俸給表 (三)	福祉職 俸給表	専 門 スタッフ職 俸給表
10級		8級	10級	11級	10級			5級		6級	5級				4級
9級		7級	9級	10級	9級	7級					4級	8級			3級
8級		6 級	8級	9級	8級			4級		5級					2級
7級		5級	7級	8級	7級	6級					3級	7級	7級	6 級	
6級		4級	6 級	7級	6級					4級		6 級	6級	5 級	1級
5級		3級	5級	6級	5級	5級		3級	3級	3級		5級	5級	4級	
4級	5級		4級	5級	4級	4級	6級	2級	2級		2級				
3級	4級	2級	3級	4級	3級	3級	5級	1級	1級	2級	1級	4級 3級	4級 3級	3級 2級	
2級	3級	1級	2級	3級 2級 1級	2級	2級	4級 3級			1級		2級	2級		
1級	2級 1級		1 級		1級	1級	2級 1級					1級	1級	1級	